

# 塩尻市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」

令和元年6月28日  
塩尻市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

塩尻市の農業は、水稻中心の塩尻地区・北小野地区、野菜中心の洗馬地区、果樹中心の宗賀地区、水稻・果樹・野菜中心の広丘地区、高出地区、吉田地区、水稻・野菜・畜産等との複合経営の片丘地区、自給的農業を主体とした檜川地区に大別でき、それぞれ特色ある農業が展開されており数多くの品目が生産されている。

しかしながら、山間傾斜地等厳しい立地条件の中山間地域や、農業従事者の減少・高齢化が進む地域では、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止と解消に努めていく一方、平坦地域では土地利用型の稲作、畑作、果樹栽培が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、塩尻市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成31年3月)	3,401ha	17.0ha	0.50%
3年後の目標 (令和4年3月)	3,370ha	14.8ha	0.44%
目 標 (令和7年3月)	3,340ha	12.7ha	0.38%

※ 現状の「管内の農地面積」は、塩尻市農地台帳面積集計による。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員は、管内を6地区に分け、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

③ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

④ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

⑤ 塩尻市空き家バンク制度における遊休農地解消について

農地法第3条第2項第5号の規定による塩尻市の農地について、別段面積が設けられている。近年の空き家の増加に伴い、空き家所有者名義の農地の遊休農地化が懸念されることから平成24年2月9日付け告示第3号「塩尻市空き家バンク制度要綱」に係る空き家に付随する農地を、農業委員会より農地の指定を受けることにより、農地取得の下限面積を1アール以上とし、遊休農地を解消するとともに、市外等からの定住促進・農業への新規参入を促進する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成31年3月)	2,950ha	1,163ha	39.42%
3年後の目標 (令和4年3月)	2,923ha	1,284ha	43.92%
目 標 (令和7年3月)	2,897ha	1,403ha	48.42%

※ 現状の「管内の農地面積」は、農水省の耕地面積統計(H27)による。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

地域における人と農地の問題解決のため、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに、農業委員会として積極的に関与する。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は市、農地中間管理機構、JA等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢

農家等の農地、(ウ)農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手へ農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化、法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
現 状 (平成 31 年 3 月)	9 4
3 年後の目標 (令和 4 年 3 月)	1 0 6
目 標 (令和 7 年 3 月)	1 1 8

※ 現状の数値は、平成 17 年度から平成 30 年度までの新規就農者数

※ 新規参入者数は、単年度新規参入者の目標年度までの累計値

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県・農業委員会ネットワーク機構(県農業会議)、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び新規参入者を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、積極的に企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者(法人含む。)の地域における受入れ条件の整備を図るとともに、農地の斡旋や紹介、各種補助制度の紹介など、サポート的な役割を担う。

また、就農後の新規参入者との個別面談や J A 技術員と連携した技術指導、新規就農者組織との懇談会等、相談やサポートの場を適宜設ける。